

# 重 要

## 【工事】指名競争入札における電子入札の対象拡大について

令和6年 11 月 福岡市財政局財政部契約課

財政局契約課が行う工事の入札のうち、指名競争入札については、業種により電子入札または紙(対面)での入札を行っていますが、令和7年8月から、電子入札の対象業種を拡大します。

電子入札対象の入札に参加するためには、電子入札システムの導入が必要になりますので、該当業種の入札参加を希望する事業者の皆様におかれましては、ご対応をお願いします。

### 1 電子入札の対象となる業種

(1) 既に電子入札の対象としている業種	P・C、体育施設、港湾土木、交通安全施設、法面、フェンス、鋼構造物、解体
(2) <b>新たに</b> 電子入札の対象となる業種 <b>【今回拡大】</b>	建築(D 等級)、電気(C 等級)、管(C 等級)、防水、電気通信、機械、金属製建具、その他の建具（木製建具は除く）

上記の業種は、原則として全ての入札が電子入札となります。電子入札システムを導入していないと、入札に参加できませんのでご注意ください。

※ 水道局契約課、交通局財務課が行う入札についても、同様の取り扱いを行います。

### 2 実施時期

令和7年8月1日以降に指名通知を行う入札から適用

### 3 備考

(1) 電子入札システムに関する詳細は、ホームページをご覧ください。

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報>電子入札

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/bidding.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding.html)

(2) 電子入札導入の有無は、競争入札有資格者名簿登載の要件ではありません。(電子入札システムを導入していなくても、名簿への登載は可能です。)

(3) 契約課以外の部署が行う入札・見積合わせは、電子入札の対象外です。

(4) 既に全業種を電子入札対象としている制限付一般競争入札は、引き続き電子入札を実施します。

## 電子入札について

### 【電子入札とは】

指名通知書や設計図書のお渡し、入札、開札、くじ引き、落札者決定などの一連の手続きを電子化するものです。

書類の受領や入札のために何度も役所に足を運ぶ必要がなくなり、会社の事務所などから入札を行うことができます。

### 【利用に必要なもの】

○ Windows 10 または 11 が動作し、インターネットに接続されたパソコン

○ 「電子入札コアシステム」対応の民間認証局から購入した IC カード

カードは、国土交通省、他の地方自治体など、電子入札コアシステムに対応した官公庁のカードと共通して使用できます。

カードの発行には、時間を要する場合がありますので、余裕をもって認証局へご相談ください。

○ IC カードを読み取るためのカードリーダー

対応機種は、IC カードを購入する認証局へお尋ねください。

○ (IC カード取得後)福岡市電子入札システムへの利用者登録

※ 電子入札の導入・利用に必要な費用は、事業者負担になります。

IC カード、認証局、利用者登録など、電子入札の詳細はホームページをご覧ください。

福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報>電子入札

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/bidding.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding.html)

福岡市財政局財政部契約課

電話 092-711-4184(建築・設備工事関係)

092-711-4182(土木工事関係)

FAX 092-733-5442